

衆憲資第 67 号

衆議院憲法調査会における  
「前文」に関するこれまでの議論

平成 17 年 2 月  
衆議院憲法調査会事務局

この資料は、平成 17 年 2 月 24 日(木)の衆議院憲法調査会において、「前文・その他」をテーマとする委員間の自由討議を行うに当たって、委員の便宜に供するため、幹事会の協議決定に基づいて、衆議院憲法調査会事務局において作成したものです。

上記の調査テーマに関するこれまでの憲法調査会における委員の意見等の分類・整理を試みたものです。

## 【目 次】

第 1	前文に関する総論的な発言 .....	1
1	前文の必要性の有無 .....	1
2	前文と各条文との関係 .....	1
3	前文の法規範性 .....	1
4	前文の内容 .....	2
5	前文の文章・表現 .....	3
第 2	前文と憲法の各項目に対応した主な発言 .....	4
1	天 皇 .....	4
2	戦争の放棄（平和主義） .....	4
3	基本的人権の保障 .....	5
4	統治機構 .....	7
5	憲法改正・最高法規 .....	7

# 衆議院憲法調査会における前文に関するこれまでの議論

## 第1 前文に関する総論的な発言

### 1 前文の必要性の有無

前文の必要性について、明確に前文を不要であるとする意見は見られなかった。

### 2 前文と各条文との関係

- a 前文は憲法全体の考え方を示すものであり、前文、特に基本理念を変更する場合には、具体的条項の改正は不可避である。
- b 前文に規定された平和的生存権と侵略戦争への反省からくる9条との関係は一体不可分である。

(参考人等の発言)

- ・9条と前文を基調とした日本の平和主義の健全な発展によってのみ、民主主義は定着、発展していくものであり、まさに車の両輪の関係にある。(山内徳信意見陳述者)
- ・条文間の整合性に比べれば、前文と条文との間に要求される整合性の程度は緩い。(英正道参考人)

### 3 前文の法規範性

- a 日本国憲法は、世界の憲法で初めて平和を人権の一つとして保障した憲法であり、このことは長沼訴訟の一審判決でも確認されている。このように平和的生存権を人権として認める立場を大事にしたい。
- b 前文は歴史的経緯や憲法によって立つ理念を明らかにしたものであり、法規範性は認められない。

(参考人等の発言)

- ・前文が我が国の政策指針として掲げられているものである以上、日本の政策は、外交内政とも、この前文を基準としてそれに適合するような形で行わなければならない。(浦部法穂意見陳述者)
- ・前文は、現在の世界の状況に対応する最大の指針として保持すべき規範である一方、いまだ完全に実現されるに至っていない、至らなさを悔悟と反省と行動のための積極的な規範という性質を持っている。(石村善治意見陳述者)
- ・単に平和の問題を政策的な管理の対象としてではなく、国民自身の主観的

な権利の問題としてとらえるところに平和的生存権の重みがある。長沼ナイキ訴訟の札幌地裁判決で、訴えの利益の要素として平和的生存権を認めただことは、非常に重要な意味を持っている。(村田尚紀公述人)

#### 4 前文の内容

##### ア 前文に我が国の伝統、歴史、文化などを積極的に明記すべきであるとする意見

a 我が国の歴史・伝統・文化を前文に明記すべきである。

なお、歴史・伝統・文化の理念について、国家主義的なものではなく、人間主義や生命尊重という哲学を踏まえて考えていく必要があるとする意見もあった。

b 家族・家庭を通じて国民の間に社会連帯の意識を培ってきた我が国の歴史や伝統にかんがみ、家族・家庭の大切さを明記する必要がある。

c 神道や仏教や儒教の精神をつき混ぜた、日本のこれまで歩んできた精神文化に触れるべきである。

d 地球環境に対する日本の責任等を明確に記していく必要がある。

e 愛国心の涵養を明記すべきである。

##### イ 前文に我が国の伝統、歴史、文化などを明記する必要はないとする意見

a 近代立憲主義という点では、前文に国家像を示すことは世界史的に逆行する考えである。

b 前文は憲法制定時における国際的、国内的な原則の到達点を積極的に取り入れるものであり、歴史や文化が規定されていないために自信や誇りが持てないというのは見当違いである。

c 家族を大切にするという道徳は、日常の意識の中でつくられていくものである。その意味で急がれているのは、前文に家族を大切にすることを明記することではなく、現実に子供たちが置かれている状況を具体的に検討していくことである。

(参考人等の発言)

- ・現在の前文は法技術的な見解が主で、日本国家全体の姿や理想や精神を表明することに欠けている。前文は、過去の歴史を受け、未来を含む国全体の姿を表明するものでなければならない。歴史に息づいている日本国家全体の像を示す前文でなければならない。(中曽根康弘公述人)
- ・前文に自然を尊び、自然と協調して生きてきた日本人の環境主義の理念を謳うべきである。(武村正義公述人)

- ・近代憲法は、啓蒙思想の落とし子である。ジョン・ロックは、過去のさまざまなものとは別に、自分たちの世代の憲法を白紙還元して作り直す権利があるという「白紙還元主義」を唱えたが、革命によって伝統と完全に隔絶したと考えることはできない。21世紀という現代に至り、ある意味で啓蒙思想と伝統主義の歩み寄りが必要な時期に来ているのではないか。(長尾龍一参考人)

## 5 前文の文章・表現

- 前文は、発想的に英語の構文に基づいてつくられており、日本人の発想に基づく日本語の構文様式に基づいてつくることが必要である。
- 前文は、英語からの翻訳であるために日本語として不自然で意味が不明瞭な箇所が多く、解釈に幅ができ、誇りをもてない原因にもなっている。
- 前文は、特に読みにくくはない。

(参考人等の発言)

- ・そこに定められた理念はよいとしても、日本人のイニシアチブによらず英語で発想されたため醜悪な日本語となっており、日本人の日本語に対する敬意の欠如、無神経を招来している。(石原慎太郎参考人)
- ・憲法施行当時、バタくさいと思っていた憲法の言葉が今やもう普通の日本語になり、今日国民の誰もこれを怪しまなくなった。(宮澤喜一公述人)
- ・読んで理解しにくいような文章ではないが、やわらかい文章に変えることはいいかもしれない。ただ、前文は共通のフィロソフィーを書くものであるから、それを具体化するときに、前後が矛盾しないように文章が書かれなくてはならない。(日野原重明公述人)

## 第2 前文と憲法の各項目に対応した主な発言

### 1 天皇

- a 前文で主権が国民に存することを宣言し、1条で天皇の象徴たる地位はその主権者たる国民の総意に基づくという構成になっていることから、第一義的には権威の源泉は主権の存する日本国民にあり、派生してきた第二義的な位置付けとして象徴というものがある。
- b 前文に国民を主語とした一般的宣言はあるものの、法学的には具体的規範は個別の条項に求められる。その意味で、国民主権の規定は、天皇の地位の確定という行為を介して国民に主権が存することを宣言する1条のみであるが、同条の書きぶりによって天皇が国家及び国民の代表者であることが明らかにされている。
- c 前文において、「権威は国民に由来し」とあり、その総意に基づき天皇制が成り立っていることから、天皇に権威があることは否定できないが、一方で、前文は「その権力は国民の代表者がこれを行使」と規定する。このような前文の立場を踏まえ、現在の天皇が政治的行為を行わないとしている点を明確にすることが重要ではないか。

### 2 戦争の放棄（平和主義）

#### ア 前文を評価する意見

- a 前文は戦争の惨禍を二度と繰り返してはならないという制定当時の思いが書かれている。
- b 前文には、世界全体の人々が共生していけるような文明の理念が既に謳われている。
- c 前文は本物の近代国家への変革を遂げる決意であり、憲法を考える際の共通認識としなければならない。
- d 本文に海外援助に関する明文がなくとも、前文において積極的に展開することが求められている。
- e 21世紀の世界を見据えた場合、前文の平和原則は積極的役割を果たす可能性を広げており、憲法に反する現実を改め、世界平和への能動的な働きかけを行うことが重要である。

#### イ 前文に批判的な意見

- a 国際社会は国益と国益のぶつかり合う場であり、日本さえ悪事を働かなければ世界は平和であるという前文の世界観を基本に安全保障制度を構築してよいか疑問である。
- b 我が国の安全保障を考えた場合、国連中心主義に頼ることは危険で

ある。

- c 他国を信頼するより自国民を信頼すべきである。
- d 前文によって我々の中に安全保障の観念がすっぱり抜け落ちてしまっている。

(参考人等の発言)

- ・前文中の「平和を愛する諸国民の公正と信義」が具体的に指すものは必ずしも明らかではなく、また、そのようなものが存在するとしても、一国の平和と安全を他者依存的に託することは国の施策としては間違っており、大幅に書き直す必要がある。(村田晃嗣参考人)
- ・前文は、確かに1946年時点の時代状況を反映したものであり、その意味で前文は冷戦期に非常に難しい状況に陥った。しかし、冷戦が終わり、米口協調体制がある程度戻り、米中も国交を回復し、常任理事国を中心とした国際連合に集まった国々の協調体制ができていたのであれば、前文はむしろ冷戦期より現在に適合するようになってきている。(小熊英二公述人)
- ・一国のこのことのみ考えてはいけないという立派な前文があるなら、なぜ日本はもっと各国との人事交流や社会保障を助けるというやり方でお金を使わないのか。(暉峻淑子公述人)

### 3 基本的人権の保障

#### (1) 総論的事項

- a 前文には、明確に憲法の三原則の一つである人権尊重の理念が書かれておらず、改めて憲法全体を貫く三原則を整理して明確に盛り込むべきである。
- b 現行憲法の三大原理の一つとされながら、基本的人権という語句は見つからないが、本当に重要な原理であるならば、前文に掲げてよかった。

(参考人等の発言)

- ・天賦人権、基本的人権という考え方は、日本人が考えているほど世界で共通認識になっているものではなく、現行憲法の前文中に基本的人権が規定されていないことは、それを作った人間がそう考えていたということであり、不自然ではない。(長谷川正安参考人)
- ・権利に伴う義務について、前文の中に書き足すべきではないか。(西澤潤一参考人)

## (2) 平和的生存権

### ア 前文の平和的生存権を評価する意見

- a 平和的生存権は、憲法における根源的な権利であり、9条によって平和を維持すること自体が人権保障そのものに通じる。
- b 制定時のみならず、現在も「恐怖と欠乏」は世界的に大きな課題であり、人間の安全保障は憲法の平和的生存権の発展的な理念である。
- c 人間の安全保障という概念は既に前文に含まれており、人間の安全保障に関して積極的に関与することは21世紀における日本の国際社会の中でのあり方の一つの道筋である。

### イ 前文の平和的生存権をより明確に提示すべきであるとする意見

- a 消極的な平和主義を改め、自分の国は自分で守るという防衛意識や国連の平和維持・平和創出活動に積極的に参加する能動的な平和主義を明記すべきである。
- b 我が国は平和と安全を最終的に武力により担保することもあり得るという立場に立った上で、9条と前文とを併せて改正し、人道上の人間の安全保障という考え方を未来志向の強靱な平和主義として提示する必要がある。
- c 前文を根拠に人道復興支援などの国際貢献がなされてきたが、それでは不十分であることから、より明確に打ち出すことが重要であり、その際に人間の安全保障の理念をさらに一層強く反映すべきである。
- d 核兵器廃絶に対する日本人の見解を示すべきである。

### (参考人等の発言)

- ・前文の「平和的生存権」と「国際社会において、名誉ある地位を占めたい」との文言には相互関係があり、「平和」は一国平和主義ではなく全世界で享受される必要がある。したがって、前文の平和的生存権を創造的に展開した考え方である「人間の安全保障」の理念を国際的に主張するのであれば、国内においても主張するべきである。(武者小路公秀参考人)
- ・平和的生存権は最も根本的で重要な人権である。日本国民はもとより、すべての世界の市民に対しても、平和的生存権は等しく付与されており、人間の安全保障の考え方ともあわせて、一人一人が平和的に生存する権利を追求していくことは恐らく日本国民の一致した希望ではないか。(猪口邦子公述人)
- ・前文に掲げられている平和的生存権は、「全世界の国民」が主語になっており、多分に政治的宣言という色彩を含んでいる。その意味で13条以下で具体的に示されている人権保障とは必ずしも性格が同じではない。(内野正幸)

参考人)

#### 4 統治機構

- a ほぼすべての国民が地方自治が大切なものだという認識を共有していることから、前文に地方自治を項目の一つとして入れるべきである。
- b 前文に「正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し」という文言があり、直接民主主義の制度たる住民投票の実施は、民主主義の誤作動である。

(参考人等の発言)

- ・社会契約論を国家の統治構造に応用したのは、英国の名誉革命におけるロックの所説が始まりである。前文の「信託」も英米法の信託に非常に近い概念である。憲法上の統治構造は、受益者たる国民の人権を守るために国家のガバナンス構造を規定するものである。(桜内文城参考人)
- ・直接民主制の導入自体は、憲法前文にいう「代表者を通じて行動し」という文言とも矛盾しない。もともと、現行憲法上も「代表者を通じて行動し」と前文で書きつつ、96条で憲法改正のための国民投票を認めていることから、それ以外に国民投票の場面を増やしても、必ずしも憲法前文と矛盾しない。(井口秀作参考人)
- ・憲法は、主として、政府と国民との間を取り決めるのが基本的な性格であって、中央政府と地方政府との関係について前文に規定することを意識したことはない。(貝原俊民意見陳述者)

#### 5 憲法改正・最高法規

- a 前文は国民主権原理を「人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである」とし、「これに反する一切の憲法...を排除する」と規定していることから、憲法の改正について限界を設けている。

(参考人等の発言)

- ・前文では、この憲法を主権者たる国民が制定し確定したと述べている。そして、96条は、国民がつくった憲法を国民がみずから必要に応じて変えていくことの宣言である。したがって、この96条の規定を改正するのは基本的に難しい。(高見勝利参考人)
- ・日本国憲法は、独特の内容として平和的生存権の保障、一切の戦争放棄を内容とする平和主義を持っている。憲法が最高法規であるのは、こうした社会や国家にとって最も重要な価値を内包するからである。(村田尚紀公述人)